

# ご契約までの流れ

## 1 当社が土地を視察

↓ 1週間後

## 2 行政上の諸規制のチェックと風況分析

- ・ 景観法、農地の転用など
- ・ 風況を当社のソフトウェアで分析

↓ 1~2週間後 結果が良好の場合

## 3 地権者様との契約締結

売買の場合：「土地売買契約書」の締結 → 手付金お支払い

↓ 1週間後

↓ 1週間後

## 4 経済産業省への申請

認定書取得

## 4 電力会社に発電事業の申請

電力会社により接続負担金（概算額）が提示される  
→ 負担金額が事業採算に乗る金額だと判断

↓ 1~3ヶ月

↓ 2~4ヶ月

## 5 電力会社と接続契約を締結

↓ 3~6ヶ月

## 6 行政官庁からの各種許認可の取得

1. 農地の雑種地への転用の場合：1.5ヶ月～6ヶ月
2. 地元市町村からの開発許可取得の場合：2ヶ月
3. 農振用地（青地）の解除の場合：6ヶ月
4. 地目が山林で用地が10,000㎡以上の場合：大規模林地開発の許認可取得に6ヶ月

すべての許認可の取得完了

↓ 2週間程度

## 7 土地の残金・紹介料のお支払い

1. 土地の残金をお支払する旨を地権者様に郵送でご通知
2. 土地の売買契約の場合  
(土地の売買代金) - (手付金) に相当する金額をお支払い → 所有権登記
3. 紹介料を不動産業者様にお支払い

↓ 約1ヶ月後

## 8 工事日程を地権者様にご連絡



こんな場合は

- ・ 2項の農地の転用ができない
  - ・ 4項の負担金額が事業採算に乗る金額にならなかった場合
  - ・ 6項の行政官庁からの各種許認可の取得ができない
- 上記のような事があった場合は、手付金を返金して頂きます。